

(様式 1-3)

双葉地方水道企業団帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|--|--------------------------------|-----|----------------------|--------------------------------|----------|
| NO. | 8 | 事業名 | 双葉町特定復興再生拠点区域水道管整備事業 | 事業番号 | (2)-20-6 |
| 交付団体 | 双葉地方水道企業団 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 双葉地方水道企業団 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | (490,483 (千円)) 550,221 (千円) | | 全体事業費 | (490,483 (千円)) 550,221 (千円) | |
| 帰還・移住等環境整備に関する目標 | | | | | |
| <p>町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町は、「双葉町復興まちづくり計画 (第二次) (平成 28 年 12 月策定。)」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めていくこととしている。</p> <p>双葉町では、同計画を踏まえて、国の制度「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、「特定復興再生拠点区域」を定め、まずは JR 双葉駅を中心としたエリアの整備を先行的に行い、令和 2 年 3 月に避難指示解除準備区域及び JR 双葉駅周辺の一部区域の避難指示解除、また、引き続き、周辺部の整備を順次進め、令和 4 年春頃までの当該区域全域の避難指示解除を目指すこととされています。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、当該区域の復興まちづくりの推進による都市機能の配置の変化を踏まえつつ水道管を整備し、当該区域の上水道の機能回復を図り、双葉町の復興を加速化することを目標とする。</p> | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 特定復興再生拠点区域の水道管整備として、下記事業を実施する。 | | | | | |
| 配水管測量設計 34,437 千円 | | | | | |
| 配水管布設工事 (羽竜迫線外) 209,627 千円 | | | | | |
| 配水管布設工事 (新山鴻草線外) 191,895 千円 | | | | | |
| 舗装本復旧工事 (羽竜迫線外) 54,524 千円 | | | | | |
| 舗装本復旧工事 (新山鴻草線外) 59,738 千円 | | | | | |
| 当該区域のインフラ整備として、都市機能の配置の変化を踏まえつつ配水管布設替工事による配水系統の整備を実施するもの。 | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 30 年度> | | | | | |
| ・配水管測量設計 ※申請済 | | | | | |
| <令和元年度> | | | | | |
| ・配水管布設工事 ※申請済 | | | | | |
| <令和 2 年度> | | | | | |
| ・配水管布設工事 (町道新山鴻草線外) ※申請済 | | | | | |
| ・舗装本復旧工事 (町道羽竜迫線外) ※申請済 | | | | | |
| <令和 3 年度> | | | | | |
| ・舗装本復旧工事 (町道新山鴻草線外) ※今回 (第 35 回) 申請 | | | | | |
| 令和 3 年度末事業完了予定 | | | | | |
| 地域の帰還・移住等環境整備との関係 | | | | | |

都市機能の配置の変化を踏まえつつ上水道の機能回復を図ることで、特定復興再生拠点区域として必要な機能を充足させ復興を加速化させることに寄与する。

関連する事業の概要

[双葉駅西側地区生活拠点等整備事業]

JR双葉駅周辺区域のうち比較的住宅が密集していない駅西側地区に、生活拠点の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に実施し、住民帰還や新たな住民の受け皿となるコンパクトな生活拠点の整備を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| |
|--|
| |
|--|